

計画等の案の概要

名 称	屋外広告物規制地域及び広告景観保全地区の指定の変更												
公表するもの	屋外広告物規制地域及び広告景観保全地区の指定の変更案												
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和4年11月22日(火)～令和4年12月21日(水)										
	無												
担当課等名	交通基盤部都市局景観まちづくり課		電話番号 054-221-3702										
総合計画における位置づけ	9-1 魅力的な生活空間の創出 (1) 豊かな暮らし空間の実現												
審議会等の名称	静岡県屋外広告物審議会												
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置について必要な規制内容を定めています。</p> <p>本県では、伊豆半島の魅力的な沿道景観を保全するため、伊豆縦貫自動車道（天城北道路以北）について沿線市町と連携しながら地域の特性に応じた屋外広告物規制を図ってきました。</p> <p>令和4年度中に、伊豆縦貫自動車道河津下田道路のうち河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間が開通する予定です。</p> <p>このため、今回の開通予定区間及びその沿道地域を、既に供用が開始されている伊豆縦貫自動車道の区間等と同様に、屋外広告物の表示等を禁止する地域（特別規制地域）に指定するとともに、やむを得ず設置する案内図板についてさらにきめ細かく許可基準を定める区域（広告景観保全地区）に指定します。</p> <p>2 指定案の骨子</p> <p>(1) 指定する区間、規制内容及び指定理由等</p> <p>ア 指定する区間及び規制地域等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">路線名</th> <th style="width: 25%;">区 間</th> <th style="width: 25%;">区 域</th> <th style="width: 25%;">規制地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">伊豆縦貫自動車道河津下田道路</td> <td rowspan="2">河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間（トンネルの区間を除く。）</td> <td>当該区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域</td> <td>特別規制地域</td> </tr> <tr> <td>当該区間の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域</td> <td>広告景観保全地区（伊豆縦貫自動車道関連）</td> </tr> </tbody> </table>				路線名	区 間	区 域	規制地域等	伊豆縦貫自動車道河津下田道路	河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間（トンネルの区間を除く。）	当該区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	特別規制地域	当該区間の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域	広告景観保全地区（伊豆縦貫自動車道関連）
路線名	区 間	区 域	規制地域等										
伊豆縦貫自動車道河津下田道路	河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間（トンネルの区間を除く。）	当該区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	特別規制地域										
		当該区間の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域	広告景観保全地区（伊豆縦貫自動車道関連）										

イ 規制内容

区分	特別規制地域	広告景観保全地区 (伊豆縦貫自動車道関連)
自家広告物 (自己の店名等を自己 の店舗等に表示)	原則設置不可。5㎡超は許可※により設置可（5㎡以内は許可 不要で設置可）	
案内図板 (目的地への誘導のた めに設置するもの)	原則設置不可。やむを得ない 場合のみ許可※により設置可	左記の許可基準に上乗せ規制 有り（色彩、表示内容等）※
一般広告物 (上記以外の広告物)	設置不可	

※許可基準は別添1のとおり

ウ 規制図（イメージ図）

別添2のとおり

エ 新旧対照表等

別添3のとおり

オ 指定理由

伊豆半島の魅力的な沿道景観を保全するため、今回の開通予定区間についても伊豆縦貫自動車道（天城北道路以北）と同様に規制します。

(2) 施行予定日

上記規制は、静岡県屋外広告物審議会の審議を経て令和5年2月1日から施行する予定です。